

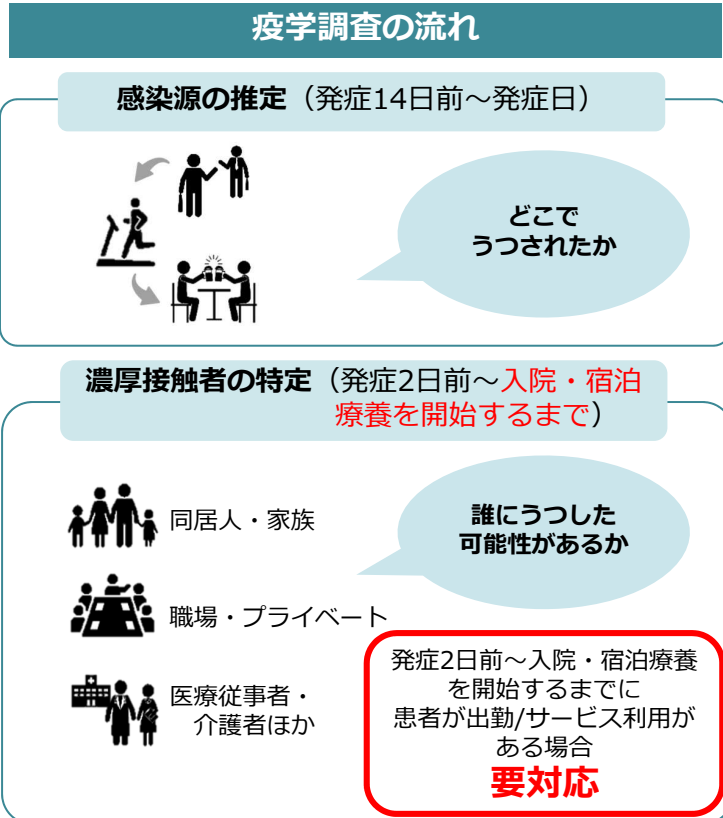
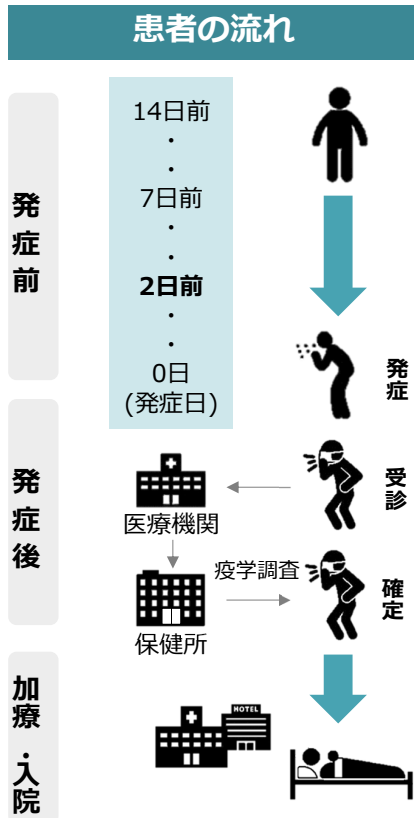
令和3年度介護サービス事業者集団指導 新型コロナウイルス感染症 患者発生時の対応

富士・東部保健福祉事務所 長寿介護課

患者発生時の対応フロー

No.	フェーズ	保健所の対応・確認事項	事業所の対応
1	患者発生	陽性者の情報（職員or利用者、出勤（利用）日時）、濃厚接触者の特定（同時出勤（利用）者）	
2	関係機関・サービス等確認	同一法人運営施設・併設施設・協力施設・協力医療機関各指定権者	
3	疫学調査（現地調査）	接触者、濃厚接触者の特定、検査対象者絞り込み	図面、組織図、諸記録の準備
4	事業所運営方針の確認（現地調査時）	事業所の方針（一部休止or完全休止）、休業期間、（一部稼働の場合）ケア・感染予防方法	
5	検査受検の確認	検査対象者の受検方法確認（自力、移送）	※必要に応じて自力移動が困難な利用者等の移送、検査の補助
6	休業等お知らせの確認	お知らせ内容（方法、個人情報、公表範囲の確認）	休業等お知らせの対応
7	感染拡大防止策の確認	指定権者による確認、（必要に応じて）助言・指導	
8	再開お知らせの確認	お知らせ内容（方法、個人情報、公表範囲）	再開お知らせの対応

患者発生時の流れ



疫学調査について①

■ 保健所職員が現地に行き、疫学調査を行います

■ **目的**
感染症のまん延防止や感染源の特定

■ **調査等の内容**
 ✓ 接触者、濃厚接触者の特定
 ✓ 検査対象者の絞り込み

■ **施設へ準備等を依頼すること**

- ✓ 施設内の消毒
- ✓ 施設の図面
- ✓ 施設の組織図
 - ※サービスの種類が複数ある場合
 - 同法人で職員の行き来や兼務がある可能性がある場合
- ✓ 感染期間の諸記録
 - ・ 職員の勤務表
 - ・ サービス提供記録、送迎記録
 - ・ 職員、利用者の一覧
 - ※エクセル等の加工できる電子データが望ましい
 - ・ 健康観察 (バイタル) の記録 等

感染期間
 発症2日前～入院・宿泊療養を開始するまでに、患者が出勤/サービス利用がある期間
 ※患者の発生状況によっては、**発症1週間前程度**～の期間を調査する場合あり

一覧の内容

- 氏名 (ふりがな)
- 性別
- 生年月日
- 住所
- 連絡先 (本人、キーパーソンの氏名、続柄)

疫学調査について②

■ 疫学調査内容

✓ 施設の状況

利用者数、職員数、サービスの種類、併設施設、職員・他の利用者の体調不良者の確認 等

✓ 施設の感染対策状況

マスクの着用、消毒・換気、健康状態の確認方法 等

✓ 患者の施設での行動（一日の流れ）

サービスの内容、接触した可能性のある人、接触時間 等

例：8時に1階フロアで5分間朝礼、出勤している全職員が参加
換気あり、全員マスク着用、職員間の距離は1メートル以内
職員Aと職員Bが患者の隣だった 等

5

施設内の消毒

■ 消毒方法

- ✓ マスク、手袋を着用し、換気をしながら消毒を行う
- ✓ ペーパータオル（使い捨ての布等）に消毒液を含ませて拭きとる

消毒液	用途	備考
消毒用エタノール	手など皮膚の消毒 物の表面の消毒	濃度70%以上95%以下のエタノールのものを選ぶ
次亜塩素酸ナトリウム	物の表面の消毒	作業時はゴム手袋をする 0.05～0.1%に希釈 (500mlペットボトルにキャップ軽く1～2杯) ※ 金属消毒した場合、サビ防止のため、10分後に水拭き

■ 患者が触れた部分を中心に消毒する

<例>

- テーブル
- 椅子の背もたれ
- ドアノブ
- 手すり
- トイレ（便座、洗浄レバー、電気のスイッチ）
- 電子機器（電話、キーボード、タブレット、タッチパネル）



濃厚接触者等について

濃厚接触者

定義	以下いずれかに該当する者 ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者 ・ 適切な感染防護（別紙参照）無しに患者を診察、看護又は介護していた者 ・ 患者の気道分泌液又は体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者 ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者 ※周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断 （参考）新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
対応	速やかな検査 陰性だった場合は自宅待機（最終接触日から2週間） 有症時、保健所への電話を依頼

接触者（濃厚接触者には当たらないが患者と接触があった者）

対応	必要に応じて検査 自宅待機要請なし 自主的な健康観察のおすすめ 有症時、かかりつけ医（施設の嘱託医、協力医等）への相談
----	--

濃厚接触者に接触した者（患者と直接接していない者）

対応	基本的に検査や自宅待機要請なく、濃厚接触者が発病した場合、疫学調査の対象となる（患者が変異株だった場合等、濃厚接触者の同居家族が検査対象になる場合もある） 有症時、かかりつけ医（施設の嘱託医、協力医等）への相談
----	--

7

利用者が濃厚接触者になった場合

自宅待機期間中の支援体制の検討

自宅待機期間中は通所サービスの利用が難しいため、代替サービスなどの方法（訪問系サービスの導入等）について、ケアマネが中心となり調整を行っていただきます。

※必要時ケアマネは市町村担当者に相談をしてください

※保健所も利用者またはその家族に、自宅待機期間中に必要なサービスを確認し、必要時ケアマネに情報提供を行います。

また、介護職員やケアマネ等が濃厚接触者と接する際の注意点等について、助言を行います。

生活に必要なサービスについて検討し、
利用者の生活が維持できるように
ご支援ください。



職員が濃厚接触者になった場合

■ 提供可能なサービス量の判断

- ✓ 職員の体調把握、出勤できる職員、他部署や他の施設からの応援可能な職員の確認
- ✓ サービス提供量（人数/回数）を維持できるか検討する
- ✓ 老施協、老健協の応援協定の発動を事前に検討しておく（併設の場合）

■ サービスを十分に提供できない場合、代替方法の確保

- ✓ サービス提供量を減らさなければならない場合は、利用者やケアマネ等に事情を説明し、サービス提供量の調整や代替方法について検討する

休業する場合、利用者の生活に影響を与えるとともに、他のサービス事業所の負担につながる可能性があります。

皆さんの提供しているサービスは、利用者の生活を支える欠きがたいものです。

サービス提供を継続できるように日頃から準備を行うことが大切です。

9

休業・再開について

■ 休業について

- ✓ 休業の判断は、事業所で行います。
通知、ホームページ等でお知らせをする場合は、内容について、指定権者と保健所に相談をお願いします。
※お知らせの内容は、個人が特定されないように要注意

■ 再開について

- ✓ 指定権者に相談をしてください。
感染拡大防止策、再開のお知らせの内容の確認を行います。
- ✓ また、保健所にもご一報ください。

確認の内容

- お知らせの方法
- 個人情報
- 公表範囲

改めて自施設の対策状況の確認を

■ 職員の体調確認

- ✓ 体温確認（自宅で測ってくること）
- ✓ 症状の確認

■ 咽頭痛の症状のみで陽性になった患者がいます！

■ 有症状時には早めの受診を！
受診時に介護職員であることを伝えましょう！

■ 体調不良時に休める環境づくり

- ✓ 症状がある場合は1週間程度の自宅療養が望ましい
- ✓ 喉の違和感や咳など症状が重くなくても受診し、検査を受けることが望ましい
- ✓ 無理して勤務すると利用者や他の職員にも影響が出ることがあるので注意

■ 体調不良の家族の有無の確認

- ✓ 体調不良の家族がいる場合は、いつも以上に感染症対策を徹底
（利用者との接触が少ない業務に変える。昼食は一人でする。タオル等の共有を控える。マスクなしの会話はしない。手指衛生の徹底。トイレや風呂を分ける。等）
- ✓ 同一の空間、同一の時間、人間との接触を避けましょう

11

スタッフ配置

■ 症状がある利用者への対応

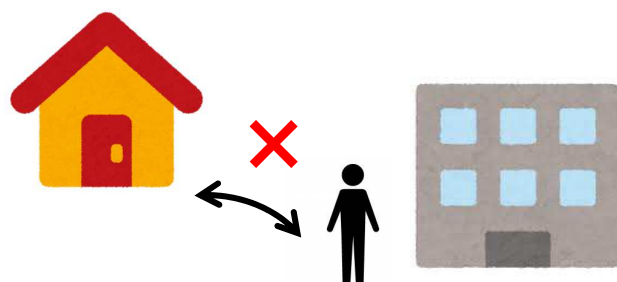
可能ならば、特定の職員がその利用者に関わり、患者発生時に濃厚接触者が多数にならないようにする。

特に感染リスクの高いと思われる利用者（免疫不全がある、同居家族が流行地域に仕事に行っている等）にはできるだけ同じスタッフが対応する。



■ 他施設との行き来を控える

同法人の施設内で行き来がある場合等は、他施設との行き来を控えることで、職員が感染した場合の感染拡大防止を図る。



6

12

利用者に感染が疑われる場合

■ 情報共有・報告等

- ✓ 速やかに管理者等へ報告
- ✓ 事業所内で情報共有
- ✓ 指定権者、家族、主治医、ケアマネ等へ報告

■ 感染対策

- ✓ 個室で対応
- ✓ 利用者がいた居室や利用した共用スペースを消毒・清掃
- ✓ 利用者とは接するときは防護具※を使用

※サージカルマスク、フェイスシールド、手袋、エプロン等

すぐ対応できるよう、セットを作っておくと便利です！



■ 検査結果の確認

- ✓ 本人または家族から事業所へ結果連絡をするようにお願いする

13

ケアと防護具

■ エアロゾルが発生するケア（気道吸引、ネブライザー療法等）

N95マスク、フェイスシールド、手袋、ガウン、（キャップ）

キャップは必須ではないが、髪に触れた際に手指にウイルスが付着した状態で目や鼻などを触ると感染する可能性があるため推奨されている。



■ 症状がある利用者への対応・ケア

サージカルマスク、フェイスシールド、手袋、エプロン



セットを作っておくと便利

防護具は着用することよりも、脱ぐときに注意！

防護具を着用しても、脱ぐときに気をつけないと感染予防にならない。

汚れた（汚れたと思われる）場所を触れないように脱ぎ、ゴミ袋にいれ、ゴミ袋の口を縛って捨てましょう。

職員に感染が疑われる場合

■ 情報共有・報告等

- ✓ 速やかに管理者等へ報告
- ✓ 事業所内で情報共有

■ 感染対策

- ✓ 早急に帰宅させる
 - ✓ その職員が利用した共用スペースを消毒・清掃する
 - ✓ その職員と接するときは防護具※を付ける
 - ※サージカルマスク、フェイスシールド、手袋、エプロン等
- すぐ対応できるよう、セットを作っておくと便利です！**



■ 検査結果の確認

- ✓ 検査を受ける場合、本人から事業所への結果の連絡をお願いする

15

過去の患者発生事例から①

■ 感染対策が不十分だった場面

<通所・入所系>

■ 入浴介助

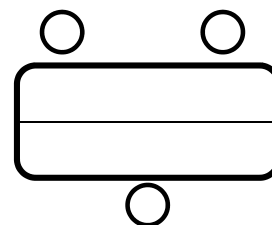
サージカルマスクの着用、
フェイスシールド（望ましい）の着用



**利用者がマスクを外す時は、
職員がしっかり防護具をつける！**

■ テーブル等に座るとき

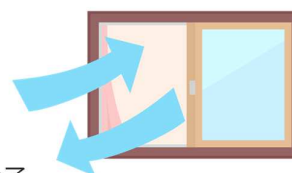
隣の人と一つ飛ばしに座る、対面しないように互い違いに座る
アクリル板を活用する



<訪問系>

■ 訪問時

可能な限り利用者と距離を保ち、利用者の真正面の位置をさける
換気をする



過去の患者発生事例から②

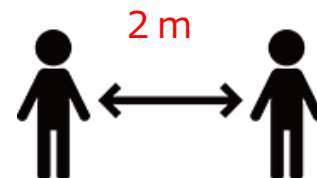
〈休憩室の利用〉

時間をずらして利用する、席が互い違いになるように座る、
アクリル板の設置 等

〈その他、マスクを外す時の注意点〉

■ 喫煙

屋外であっても距離を保ち、会話は控える

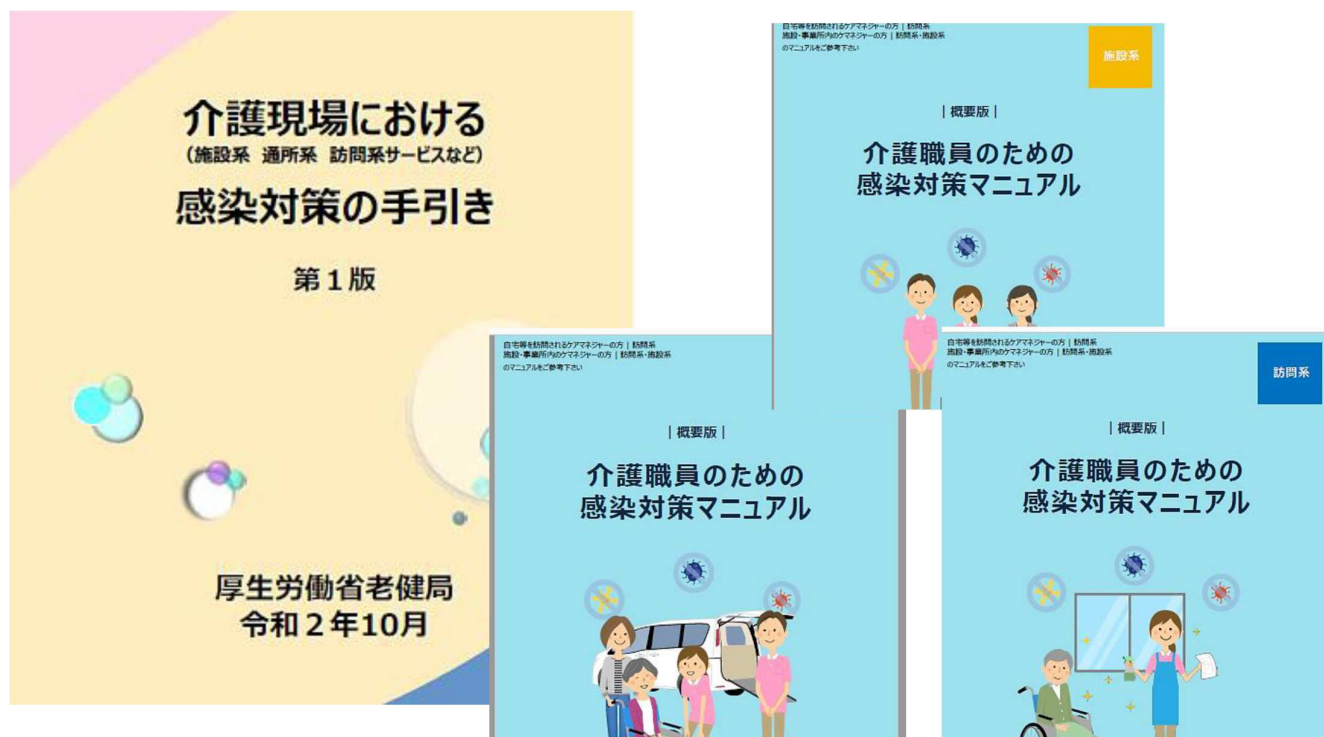


■ 着替え

更衣室を利用する際は、時間をずらし、密を避ける、
会話を控える、換気を行う 等

17

活用していますか？ 〈感染対策マニュアル〉



新しいものが随時提供されています。
厚生労働省のホームページから確認しましょう。

業務継続計画（BCP）の作成について

- 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供ができるように、業務継続計画（BCP）の作成を行ってください。

■ 参考

厚生労働省 「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

動画の掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisya/douga_00002.html

ガイドラインやひな形についても掲載されています

19

最後に

- 日頃から感染が疑われる方への対応を検討しておくことで、感染者が発生した際の、感染拡大を防ぐことにつながります
- 引き続き感染症対策についてご協力をよろしく申し上げます